#### 認定基準等チェック表 (第1表 絶対値基準用)

#### 【留意事項】

- 1 寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。
- 2 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。
- 3 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が審附者である場合、それらの方を審附者の数に含めないでください。

		<b>a</b>	<b>6</b>	©	<b>@</b>	e	Ð
実績判定 期間内の	自	平成31年1月1日	令和2年1月1日	令和3年1月1日	令和4年1月1日	令和5年1月1日	年 月 日
各事業年度	至	令和1年12月31日	令和2年12月31日	令和3年12月31日	令和4年12月31日	令和5年12月31日	年 月 日
年 3,000 円以上の の数(※)が 100 人 ある		はいいれ	はいいれ	はいいな	はいいいえ	はいいえ	はい・いいえ

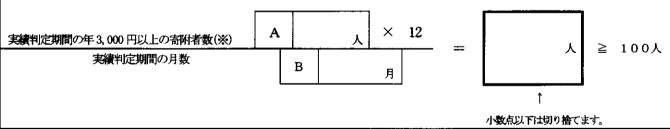
#### 【寄附者名簿チェック欄】

- ☑ 寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えていますか。
- ☑ 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。
- ☑ 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。

#### 上記の欄で「いいえ」に〇がついた場合は、下記の欄で判定してください。

○ 実績判定期間内において、寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数(※)が年100人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均100人以上かどうかを判定してください。

年3,000円以上の寄	(a) (b) (c) (d)					Ð		合計		
附者の数(※)	人	人	人	人	人	人	Α	人		
	一月未満の		<b>定期間</b> の月 合は、一月に	数 切り上げます。	ı		В	月		



#### (注意事項)

・ 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年(初回のみ2年、更新は5年)内に終了した各事業年度の うち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。

例えば、3月決算法人が令和5年7月に申請書を提出する場合、過去2年内に事業年度の変更を行っていなければ、実績判定期間は初めて認定を受ける法人の場合は令和3年4月1日から令和5年3月31日(更新時は5事業年度)となります。

- チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認したら「チェック欄」にチェックを記載してください (第2表以下についても同様です。)。
- なお、認定審査の過程において、年3,000円以上の寄附者の数の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附者の数の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いします。
- ※ 休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄 附者数となります。

## 認定基準等チェック表 (第2表)

.名	特定非営利活動法人 メドゥサン・デュ	・モン	ノド ジャポン	チェック欄
実績半	<b>川定期間における事業活動のうち次の活動の占める割</b> む	うが!	5 0 %未満であること	1
会員	<b>員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提</b>	<b>共 ()</b>	」 以下「資産の譲渡等」という	。)、会
	目互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員 <sup>会</sup>			
を得な	ないで行われるもの等を除く。)			
会員	員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、4	寺定(	の地域に居住し又は事務所そ	の他こ
れらに	こ準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の領	節囲(	の者である活動(会員等に対	する資
産の調	<b>8渡等を除く。</b> )			
	事項) 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に		_	
,	它の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			動
特別	2の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を3 	<b>末め</b>	る活動	
	Γ		実績判定期間	1
	· ·			J
	トー・アルキャエキリアはフトボル	(I)	(指標 )	
-9	けべての事業活動に係る金額等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	0	1,218,909,217 円	
				_
(1) o	つうちイ〜ニの活動に係る金額等	2	1,288,775 円	
				-
	会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われ	(a)		
1	るもの等を除く。) に係る金額等		0円	]
•	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会	(b)		
	員等である活動に係る金額等	Ĺ	0円	
Ħ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	©	1,288,775 円	
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	<b>@</b>	0円	
=	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求	e		<u>.</u>
	める活動に係る金額等		0円	
	合 計 (@+(b)+(c)+(d)+(e)	<b>①</b>	1,288,775 円	<b>₽</b> ②^
基	基準となる割合 (②÷	_	0.109/	
	①)	3	0.10%	
				_

## 認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 メドゥサン・デュ・モンド ジャポン	チェック欄
	織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること	1

- (1) 役員及びその親族等
- (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- 二 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

	項目	役員数	最も人数が多 い「親族等」の グループの人 数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法 人の役員又は使用人であ る者及びこれらの者の親 族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
区	97	①	2	3	<b>④</b>	5
<b>a</b>	平成31年1月1日~令和1年12 月31日	12人	0人	0%	0人	0%
Ф	令和2年1月1日~令和2年12 月31日	12人	0人	0%	0人	0%
©	令和3年1月1日~令和3年12 月31日	12人	0人	0%	0人	0%
<b>@</b>	令和4年1月1日~令和4年12 月31日	14人	0人	0%	0人	0%
e	令和5年1月1日~令和5年12 月31日	11人	0人	0%	0人	0%
Ð	年月日~年月日	人	人	%	ر ر	%
申	請 時	10人	0人	0%	0人	0%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。
- (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

各社員の表決権が平等である	<b>a</b>	<b>D</b>	©	<b>a</b>	e	Ð	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はいいた	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はいいた	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記口の記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、 添付を省略することができます。

//							
項目	<b>a</b>	6	©	<b>a</b>	e	Ð	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受け ている	ج پز .( <del>ق</del>	はいいな	はいいな	はいないな	はいない	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はいな
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存 を青色申告法人に準じて行っている	はいいえ	はいいな	はいな	はいいな	はいないな	はいいえ	はいえ

#### 建 該当する項目を〇で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

=

項	目	<b>a</b>	<b>ⓑ</b>	©	<b>@</b>	e	Œ	申請時
費途が明らかでない支出がある、 載がある等の不適正な経理の有無		有無	有·無	有·無	有無	有無	有・無	有無

#### (注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## 「認定基準等チェック表」(第3表)記載要領

項	目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄		区分欄の「②~①」の各欄には、実績判定期間の各事業 年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」 及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄		該当する一方を「〇」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第〇条に『各正会員の表決権は、 平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のと おりに記載します。
八の各欄		該当する一方を「〇」で囲みます。 なお、「@」から「①」については、イに記載する各期 間(「@」から「①」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査 法人の監査を受けている」の「はい」 に「〇」した場合には監査証明書を旅付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及 び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「〇」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
二の各欄		該当する一方を「〇」で囲みます。 なお、「@」から「①」については、イに記載する各期 間(「@」から「①」)を示したものです。	

## 記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。 なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

# 役員の状況

第3表付表1

法人名 特定精制を メドゥサン・デュ・モンド ジャボン	<b>a</b>	<b>6</b>	©	<b>@</b>	e	Œ	申請時
役 員 数	12人	12 人	12 人	14 人	11人	人	10 人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数	0人	0人	0人	0人	0人	人	0人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員 又は使用人である者並びにこれらの 者の親族等」のグループの人数	0人	0人	0人	0人	0人	人	0人

		· · · · ·		役員 0	)内	訳						
								就(	壬 等	<b>の</b>	状	况
氏 名	住	所	職名	続柄等	<b>a</b>	<b>©</b>	©	6	e	<b>①</b>	申請時	就任・退任 年月日
オスタン・ガエ ル マリー・ク リストフ			理事		0	0	0	0	0		0	就任 平成12年10月10日
大浦 紀彦			理事		0	0	0	0	0		0	就任 平成17年3月24日
與座 聰			理事		0	0	0	0	•		1	就任 平成12年10月10日 辞任 令和4年6月16日
パトリック・ ダヴィッド			理事		0	0	0	0	0		0	就任 平成17年3月24日
川越昌子			理事		0							就任 平成18年3月16日 退任 平成31年3月9日
磯村 尚徳			理事		0	0	0	0	0			就任 平成19年3月22日 退任 令和5年3月18日
山田 信幸	-		理事		0	0	0	0	0			就任 平成19年3月22日 辞任 令和5年3月18日
寺島 左和子	-		理事		0	0	0	0	0			就任 平成20年3月20日 退任 令和5年3月18日
森川 すいめい			理事		0	0	0	0	0			就任 平成25年3月06日 退任 令和6年3月13日
フィリップ ダルペラ			監事		0	0	0		1			就任 平成27年3月14日 退任 令和3年3月13日
犬塚 直史			理事		0							就任 平成30年3月17日 辞任 令和元年6月25日

瀬古 篤子	理事	0	0	0	0	0	 0	就任 平成30年3月17日
石原 恵	理事	0	0	0	0	0	0	就任 平成31年3月9日
佐藤 直	理事	0	0	0	0	0	0	就任 平成31年3月9日
ラショセ ミシ ェル マリ マル セル	監事			0	0	0	0	<b>就任</b> 令和3年3月13日
見山 謙一郎	理事				0	0	0	就任 令和4年3月19日
日野 慶子	理事				0	0	 0	就任 令和4年8月4日
横森 佳世	理事				0	0	0	就任 令和4年8月4日

## (注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

法人名	特定非営利活	動法人メドゥサン・デュ・モン	<b>ド ジャポン</b>						
伝	票 又 は 帳 簿 名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間					
総勘定元帳		会計ソフト (弥生会計) 使用	都度	7年					
		ルーズリーフ							
<b>仕訳日記帳</b>		会計ソフト(弥生会計)使用	都度	7年					
		ルーズリーフ							
現金出納帳	É	エクセル使用	都度	7年					
		ルーズリーフ							
預金出納帳	£	エクセル使用	都度	7年					
		ルーズリーフ							
固定資産台	帳	エクセル使用	都度	7年					
		ルーズリーフ							
給与台帳	İ	給与ソフト(弥生給与)使用	月1回	7年					
		ルーズリーフ							
			-						

#### (記載要領)

- ・「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

## 認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特	定非営利活動	動法人 メ	ドゥ	サン・	デュ・モ	ンドジ	ャポン			チェッ	ク欄
イ宗	活動に関して次に掲 教活動又は政治活動 員等に対し報酬又は	<del>等</del> を行って	いないこと	=		を与えた!	.\- <u>⊦</u>	<b>役員生</b> 、	7付役号	生が支		/ / S注
人と 法人 者、 ハ 実 であ	員等に対し報酬又は 当法人との間の資産 の財産の運用及び事 上記イの活動を行う 績判定期間における ること 績判定期間における	でで ででで ででで でででする。 では ででする。 では ででする。 では できる。 で。 できる。 で。 と。 できる。 で。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 で。 できる。 で。 で。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。	関して特別 関して特別 の公職の何 額のうち*	別の対象権を	利益を 利益を 者若し 非営利	ラえない。 ラえない。 くは公職( 舌動に係	こと、役 こと、及 こある者 る <del>事業</del> 費	員等に対び営利を で対しる の額のよ	村し役員 注目的と 特附を行 ちめる割	の選任 した事 わない 合が8	その他 業を行 こと 0%以	当う
1	項	目	a		<b>ⓑ</b>	©	<b>(b)</b>	(6)	)	<b>①</b>	申請明	時
	教義を広め、儀式を行い 育成する活動	八、及び信者	有·無	有	· (#	有·無	有·(	悪 有・	無有	• 無	有・	(#)
	の主義を推進し、支持する活動	し、又はこれ	有·無	有	· (#	有·無	有 • (1	馬 有・	無有	• 無	有・(	<b>(#</b> )
–	公職の候補者若しくは、 党を推薦し、支持し、) る活動		有·無	有	·無	有·無	有 • (1	煮り	無有	• <b>無</b>	有・(	<b>(#)</b>
										1		
	項	目			(a)	<b>(b)</b>	©	<b>(D)</b>	e	Œ	申請	静
とその 対する する報	職務の内容、職員に対す 活動内容及び事業規模 報酬の支給の状況等に  酬の支給として過大と  に対し報酬又は給与の 無	が類似する他の 照らして、当治 認められる報	の法人の役員 法人の役員に 洲の支給その	対対他	有無	有無	有無	有無	有無	有・無	有一	•
該資産 認めら	又は役員等が支配する。 のその譲渡の時におけれる資産の譲渡その他が 当法人の間の資産の譲 無	る価額に比して 役員等又は役員	て著しく過少 員等が支配す	>と る	有無	有無	有無	有無	有無	有・無	有(	<b>(**)</b>
	に対し役員の選任その4 営に関して特別の利益の		産の運用及び	事	有無	有無	有無	有無	有無	有・無	有(	<b>(#</b> )
	目的とした事業を行う。 公職の候補者若しくは				有無	有(無)	有無	有(無)	有無	有・毎	€ 有6	

#### (注意事項)

有無

- ・ 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載 及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及び二)の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

/\

項	目		実績判定期間
事業費の総	額	1	1,218,909,217 円
特定非営利活動に係る	事業費の額	2	1,214,958,967円
特定非営利活動の割合	(2)÷(1)	3	99.67%

- 注・「ハ」について、事業費以外の 指標により計算を行う場合に は、使用した指標及び単位を 記載してください。
  - ・損益計算書により算出した場合については、記載要領の注意事項をご確認ください。

使用した指標	単位

・ 算出方法を具体的に示す資料を 添付してください。

実績判定期間			目			項			
1,115,938,717 円	①	額	総	金	附	寄	入	受	
1,060,840,361 円	2				額の 事業:				
95.06%	3		)÷( <b>))</b>	· (2	当割合	金の充	人都附	受	

- ・「認定基準等チェック表(第4表 次葉)」(八及び二)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時 には記載及び添付の必要はありません。
- ・「ハ及び二」の③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

## 役員等に対する報酬等の状況

第4表付表1

法人名

特定非営利活動法人メドゥサン・デュ・モンド ジャポン

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者(注1)(以下「役員等」という) に対する報酬又は給与の支給(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等)について記載してください。

- (注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。
  - ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
  - ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

## イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏	名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支給期間等	支 給 金 額
該当なし						
_	· · · · · ·					
_						

(注2) 注1の①~④の内容を具体的に記述します。

#### ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集	計	期	間	2019年1月1日	~2024年6月25日

給	与	を	得	た	職	員	Ø	総	数	左	記	Ø	職	員	に	対	す	る	給	与	総	額	
								32	人											2	33,2	32,87	9円

- ・ 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表1)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の 提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## 役員等に対する資産の譲渡等の状況等

第4表付表2(初葉)

法人名

特定非営利活動法人メドゥサン・デュ・モンド ジャポン

- 1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と 特殊の関係 <sup>(注)</sup> にある者 (以下「役員等」という) 又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等 (<u>実績判</u> <u>定期間及び申請書の提出日を含む事業年度</u>開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等) について以下 の項目を記載してください。
  - (注)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。
    - ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
    - ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
    - ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
- (1) 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	譲渡資産の内容	<b>譲 渡</b> 年月日	譲 渡 価 格	その他の取引条件等
該当なし				Ħ	
				円	
				円 円	
				円	
				円	_
				円	
				円	

(2) 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	貸付資産の内容	貸 付年月日	対価の額	その他の取引条件等
該当なし				円	
				円	
				円	
				H	
				円	
				円	
				円	

- 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

取引先の氏名等	法人との 関 係	後終の提供の内容	役務の提 供年月日	対価の額	<i>₹ 0.</i>	)他	Ø	取	引条	き作	丰 等
別紙参照				円							
				円							
	1			円							
				円							
				円					_		
				円							
				円							_
				円		_	_	_	_	_	_
				円							
	,			円							_
	***	 		る事項		_					

3 支出した寄附金(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支 出した寄附金)

支出先の名称等	住	所	等	支	出	年	月	目	支	出	金	額	寄	附	の	目	的	等
別紙参照												円						
												円						
												円	-				-	
												円						
			•									円						
												円				·	-	
												円						•

- 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出 時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、 添付を省略することができます。

役務の提供(施設	の利用等	を含む。)			
取引先の氏名等	法人と の <b>関係</b>	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		ラオス事業写真動画撮影 及び編集	平成31年1月8日~平 31年1月17日	102,000円	有債ポランティア覚書に基づく現地での活動 1 日 12,000円計6日及び作業 貴一式30,000円
			令和4年11月.17日~ 和4年11月25日	114,000円	有償ボランティア覚書に基づ く現地での活動 1 日 12,000円計7日及び作業 費一式30,000円
		福島県いわき市台風 19 号 被災地における健康相談 活動	令和1年11月22日 令和2年2月14日	39,813円	有償ボランティア覚書に よる、13,000円/1日
		こころのケアにおける臨 床心理土助言相談	令和3年2月14日	5,000円	業務委託に関する覚書よる、5,000円/半日
		福島県「相馬広城こころの ケアセンターのこころの ケアなごみ」への支援活動	平成31年1月1日 令和2年3月31日	223,200円	有償ボランティア覚書に よる、1,600円/1時間
		福島県「相馬広城こころの ケアセンターのこころの ケアなごみ」への支援活動	平成 31 年 1 月 1 日 令和 2 年 3 月 31 日	~ 535,437 円	有償ボランティア覚書に よる、6,500円/半日
		福島そうそうプロジェクト、川内村こころのプロジェクト健康運動実践指導	平成31年1月1日 令和2年3月31日	~ 683,320 円	有債ボランティア覚書に よる、1,600 円/1 時間
		福島県いわき市台風 19 号 被災地における健康相談 活動	令和1年11月5日 令和2年2月14日	~ 9,624,000円	有償ボランティア覚書に よる、1,600 円/1 時間
		ハウジングファースト東 京プロジェクト調査研究 活動			有償ボランティア覚書に よる、1,200円/1時間
		現地支援形成外科プロジェクトの実施にともなく 渡航前後の機材準備等	平成31年4月15日 令和2年12月31日		有償ボランティア覚書に よる、1,600円/1時間
		現地支援形成外科プロジェクトの実施にともなく 渡航前後の機材準備等	令和1年11月15日 令和1年12月31日	į.	有償ボランティア覚書に よる、1,600円/1時間
支出した寄附金					
支出先の名	陈 等 住	所 等	支 出 年 月 日 令和1年3月22日 令和1年9月27日	支出金額 28,548,000円	医療支援事業 EUR225000 医療支援事業
			令和1年12月5日	18,376,500 円	EUR100000 医療支援事業 EUR150000
			令和2年3月23日	18,376,500円	医療支援事業 EUR150000 医療支援事業
			令和2年7月27日 合和2年10日24日	19,048,500円	医療文援事業 EUR150000 医療支援事業
			令和2年12月24日	19,326,000 円	EUR150000

		-
令和3年3月10日	19,048,500円	医 <del>療支援事業</del> EUR150000
令和3年6月10日	19,578,000 円	医療支援事業
		EUR150000 医療支援事業
令和3年12月10日	26,104,000 円	EUR200000
令和4年3月10日	26,104,000円	医療支援事業 EUR200000
令和4年7月11日	28,288,000円	医療支援事業
-	20 200 CO ITI	EUR200000 医療支援事業
令和5年2月3日	28,288,000円	EUR200000
令和5年7月26日	27,490,750円	医療支援事業 EUR175000
令和6年3月13日	28,467,250 円	医療支援事業
Africa: Pop	10,689,428 円	EUR175000 医療支援事業
令和6年5月2日		EUR62,326
令和1年3月25日	101,500円	医療支援事業
令和2年5月12日	260,400 円	医療支援事業 EUR2227
令和3年3月31日	203,700円	医療支援事業
令和4年3月10日	500,000円	医療支援事業
令和5年3月29日	2,250,000円	医療支援事業
令和2年3月23日	657,000円	医療支援事業
令和4年7月28日	56,124,000円	医療支援事業 EUR400000
令和5年9月27日	5,829,772 円	医療支援事業
14HU + 3 Л ZI		EUR36,686 医療支援事業
令和6年1月17日	24,304,849円	EUR150,187.54
令和6年3月18日	24,455,083 円	医療支援事業 EUR149.089.09
令和3年6月17日	1,500,000円	医療支援事業
令和4年6月20日	3,500,000円	医療支援事業
令和4年11月18日	1,468,800 円	医療支援事業
令和5年4月14日	28,878,798円	医療支援事業
1440 <del>1 4</del> 7 14 1		EUR194,995.26 医療支援事業
令和5年12月14日	24,625,182円	EUR157,178.67
令和6年2月22日	1,000,000円	医療支援事業
令和5年6月22日	31,488,000円	医療支援事業 EUR200000
	11,540,817円	医療支援事業
会和6年1日4日	l .	EUR72,992.33
令和6年1月4日	3,613,928円	医療支援事業

## 認定基準等チェック表 (第5表)

法人名 特定非営利活動法人 メドゥサン・デュ・モンド ジャポン チェック欄 5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれ をその事務所において閲覧させること

- イ 特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は 居所に係る記載の部分を除いたもの)
- ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- こ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他
  - 一定の事項等を記載した書類
- へ 助成の実績を記載した書類

	こ掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこ 同 意
_	その事務所において閲覧させることに同意する。 「覧に関する細則 (社内規則) 等がある場合には、その細則 (社内規則) 等を紙付してください。
イ	<ul><li>① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち 10 ル以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面)</li><li>② 役員名簿</li></ul>
	③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し) ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの
П	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
=	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
木	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれがの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該各人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその特別金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

## 認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名 特定非営利活動法人 メドゥサン・デュ・モンド ジャポン

## 認定基準等チェック表 (第6表)

 6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること
 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無

 ②
 ①
 ②
 ②
 ①
 ①
 ①
 ①
 日
 ①
 日
 ①
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日
 日

## 認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの 利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと

チェック欄

法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実 その他公益に反する事実の有無

		<b>a</b>			Ф			©			<b>(b)</b>			e			<b>①</b>		申	請	時
1	旨	•	<b>(#)</b>	有	٠	<b>(#)</b>	有	•	<b>(#)</b>	有	•	<b>(#)</b>	有	•	<b>(#)</b>	有	•	無	有	•	<b>(#)</b>

注・認定基準等チェック表 (第7表) は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及 び添付する必要があります。

## 認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過し										
て	いること									
										_
	事業年度	月	日~	月	Ħ	設立年月日	年	月 日		
ı										

#### (注意塞項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表) は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第 55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## 欠格事由チェック表

	_	7414.114.114		
	法人名	特定非営利活動法人 メドゥサン・デュ・モンド ジャポン		チェック模
人1 234 56	認は、イーローハーニーをに定認役がた例が、し間の認定国、関国次、定員登場整禁者特く金暴定款税特係税の	特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当れ、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。このうちに、次のいずれかに該当する者がある場合に決定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利益、定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過超以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日により、対は暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年の団の構成員等(注2) 「又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人で以は事業計画書の内容が法令等に違反している法人、又は申求計画書の内容が法令等に違反している法人、以は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人では地方税の滞納処分の執行がされている。 「不管税務署長等から交付を受けた納税証都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要とに係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人いずれかに該当する法人	別認定を見る。 別認法のは 別記法のは 別記法のは 別記法のは 別記法のは 別記法のは のは のは のは のは のは のは のは のは のは	取りは が が が が を を に は は は は は は は は は は は は は
	イ 暴 ロ 暴	力団 力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		
	_ **	23 ELIZA (1998) 1 ELI		
Г	1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無		
	1	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定 を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特 定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその 取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・	<b>(B)</b>
	17	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5 年を経過しない者の有無	有・	<b>(#)</b>
	^	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・	<b>(</b>
	=	暴力団の構成員等の有無	有·	<b>(#)</b>
	2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・	(KV
	3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はいん	ルタ
	4	国税又は地方税の滞納処分の勢行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過 しない法人	はい・(	Wiz)
	香類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を深その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること ※役員報酬規程等提出書には添付不要		
	5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・《	いえ
Г	6	次のいずれかに該当する法人		
Ì	1	暴力団	はい・	
L	ㅁ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・	とはり

## 寄附金を充当する予定の事業内容等

法人名

特定非営利活動法人メドゥサン・デュ・モンド ジャポン

事 業 名	具体的な事業内容	実施予定 年 月	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人 数	寄附金充当 予 定 額
(a) 医師、他の医療専門家及び組織される使節団の目的に必要な技能を有するその他の人を、出動させる	形成外科プロジェクト「スマイル 作戦」 戦争や事故などの外傷の後遺症、 先天性奇形、病気や栄養失調など での顔面の損傷の修復手術、現地 スタッフの育成	通年	ラ人主国ンク リン県	20人	ラオスの顔面の 損傷の修復手術 が必要な人々及 び現地スタッフ 100人	6,500,000円
(a) 医釽、他の医療専門家 及び組織される使節団の目 的に必要な技能を有するそ の他の人を、出動させる。	ラオス山岳僻地における母子保健向上のためのプライマリーへルスケア強化事業。フアバン県山岳僻地に住む女性と子どもたちの母子保健サービスの利用を促進するため、住民の健康促進活動、保健医療従事者の能力・技術強化、保健行政の運営・管理能力強化と、現地母子保健の全てのステークホルダーに働きかけることで母子保健向上を目指す。プライマリーヘルスケアアブローチを通し、持続的に現地の人々が自ら健康を守っていけるよう事業を行っていく。	通年	ラ人主国 パン県	20人	ラオス人民民主共和 国プアパン県 ①30村の住民5,000人 ②保健医療従事者・行 政 100人	55,000,000円
(a) 医師、他の医療専門家 及び組織される使節団の目 的に必要な技能を有するそ の他の人を、出動させる。	ロヒンギャ危機対応保健支援事業 ロヒンギャ難民およびホストコミュニティ住民を対象に非感染 性疾患に関する啓発と住民どう しの共助 <b>酸</b> 成、基礎診療所の診療 能力向上支援。	通年	バングラ 民共の 大学を 大学を 大学を でクスバール県	40人	バングラデシュ人民 共和国 チッタゴン 管区コックスバザー ル 県 難民キャンプ・ホスト コミュニティに居住 する住民、診療が職員 10,000 人	60,000,000円
(b) 災難下の人々のために、できるだけ迅速に、適切な効率性、技術、及び責任をもって救援を行うための、あらゆる人的又は自然の資源を動員する。	●ウクライナ人道危機被害者に対する緊急医療支援事業。紛争下にあるウクライナの人々への診療の継続を支援するため、医療施設への医療資機材・薬剤の供給。 ②医療施設修復支援、資機材・薬剤提供、職員への研修。	通年	<ul><li>○ウナポリー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー</li></ul>	Ф100 人 ②10 人	●ウクライナザポリージャ州ハルキウ州住民・避難民 50,000人 ●ウクライナスミー州、チェルニフツィ州住民・避難民 80,000人	120,000,000円
(b) 災難下の人々のために、 できるだけ迅速に、適切な 効率性、技術、及び責任を もって救援を行うための、 あらゆる人的又は自然の資 源を動員する。	シリア北西部の震災被災者への 基礎診療提供。	通年	シリア アレッフ 県アン ボリ イドリ イ 県ハリ 都	120人	シリア アレッポ県アフリー ン郡・イドリブ県ハリ ム郡住民・避難民1 10,000人	500,000円
(a) 医師、他の医療専門家 及び組織される使節団の目 的に必要な技能を有するそ の他の人を、出動させる	ネパール連邦民主共和国におけ る廃棄物処理労働者の健康を守 る事業。	通年	ネパール連 邦民主共和 国、カトマ ンズ、ネパ ールガンジ	40人	ネパール連邦民主共 和国、カトマンズ、ネ パールガンジのゴミ 収集に従事している 人々及び近隣の農家 175,000人	12,000,000円
(a) 医師、他の医療専門家 及び組織される使節団の目 的に必要な技能を有するそ の他の人を、出動させる。	コロンビア共和国メンタルヘル ス向上にむけて自治体の能力強 化支援事業。	通年	コロンビ ア共和国 メタ県、 チョコ県 など15県	120人	内戦の影響によるコロンビア共和国の国 内避難民、およびベネズエラ難民 50,000人	12,000,000円

(a) 医師、他の医療専門家 及び組織される使節団の目 的に必要な技能を有するそ の他の人を、出動させる。	マダガスカル共和国南部における自然災害の復興及び栄養危機 支援事業。	通年	マダガスカル共和国南部アンブブン地区		マダガスかい共国等部 アンゲブン地区の円式 つこよる被害を受かた地 域作人 100,000人	12,000,000円
(a) 医師、他の医療専門家 及び組織される使節団の目 的に必要な技能を有するそ の他の人を、出動させる	アフガニスタンカブール州国内 避難民とホストコミュニティの プライマリー〜ルス事業。	通年	アフガニ スタン・ イスラム 首長国カ ブール州	60人	アフガニスタン・イス ラム首長国カブール 州の国内避難民及び ホストコミュニティ の住人 250,000 人	12,000,000円
(a) 医師、他の医療専門家 及び組織される使節団の目 的に必要な技能を有するそ の他の人を、出動させる	パレスチナ/メンタルヘルスサービスへのアクセスの強化事業。	通年	パレスチ ナ自治区	10人	パレスチナ自治区 10,000 人	7,000,000 円
(a) 医師、他の医療専門家 及び組織される使節団の目 的に必要な技能を有するそ の他の人を、出動させる	ギリシャレスボス島難民支援事業。	通年	ギリシャ 共和国レ スボス島	30人	ギリシャ共和国レス ボス島内の難民 (アフ ガニスタン、ソマリ ア、シリア等からの難 民 10,000人	600,000円
(a) 医師、他の医療専門家 及び組織される使節団の目 的に必要な技能を有するそ の他の人を、出動させる	東京プロジェクト 関東周辺及び他の地域の医療に つながることが困難な状態にあ る人々の調査とアドボカシー活 動。事業に伴う広報活動及び資金 調査活動等。	通年	関 東 及 び 周 辺 地域	10人	関東及び他の周辺 地域のホームレス 状態にある人々 700人	11,000,000円
(b) 災難下の人々のために、 できるだけ迅速に、適切な 効率性、技術、及び責任を もって救援を行うための、 あらゆる人的又は自然の資 源を動員する。	令和6年能登半島地震支援。石川 県の外国人被災者への情報提供 と物資支援、こころの健康相談。	通年	石和6年 制 島 被 地 災 域	10人	石川県令和6年 能登半島地震被 災地域の医療に つながっていな い外国人労働者 200人	1,500,000円